

令和 7 年 度

第 2 回上越市農業委員会総会 議事録

上 越 市 農 業 委 員 会

令和7年度 第2回上越市農業委員会総会 議事録

日 時：令和7年6月30日（月）午後2時～

場 所：市民プラザ 第1会議室

1 出席委員

<農業委員>

1 番 長井	2 番 綿貫	3 番 竹原
4 番 古川	5 番 橋本	6 番 竹山
9 番 吉村	10 番 五十嵐	11 番 笠原
12 番 長瀬	13 番 新井	14 番 竹内
15 番 牧繪	16 番 清水	18 番 田鹿
19 番 中嶋	20 番 篠宮	21 番 大島
22 番 飯塚	23 番 佐藤	24 番 松本

<農地利用最適化推進委員>

高橋	倉石	高島	片桐
高島	笠原	荻原	小林
白滝	和栗	藤村	中川
米川	秋山	平野	佐藤
小林	細谷	伊巻	上原
石野	常山	清水	野村
上原	福原	穂苅	

2 欠席委員

<農業委員>

7 番 滝沢 8 番 小山 17 番 高波

<農地利用最適化推進委員>

野島 横田 平野 松苗 井部 高橋 小山
高橋 長野

3 職務のため出席した事務局等職員

<農業委員会事務局> 事務局長 栗和田 副局長 岩崎
次 長 秋山 主 任 竹中
<安塚区駐在室> 主 任 岩崎
<浦川原区駐在室> 主 任 中部 主 任 白鳥
<大島区駐在室> 主 任 朝倉

＜牧 区 駐 在 室＞	主 任	樋口
＜柿 崎 区 駐 在 室＞	主 任	上田
＜大 湊 区 駐 在 室＞	主 任	太田
＜頸 城 区 駐 在 室＞	主 任	閨間
＜吉 川 区 駐 在 室＞	班 長	久保埜
＜中 郷 区 駐 在 室＞	副主幹	丸山
＜板 倉 区 駐 在 室＞	副主査	渡辺
＜清 里 区 駐 在 室＞	副主査	中条
＜三 和 区 駐 在 室＞	班 長	橋立
＜名 立 区 駐 在 室＞	班 長	高橋

4 付議した案件

＜議 事＞

議案第 1 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更に係る意見について

5 会 議

＜1 開会＞

【局 長】 ただ今から第 2 回農業委員会総会を開催します。本日はご多用中のところ、お集まりいただき、ありがとうございます。

事前に送付した議案書の次第に従い会議を進めてまいりますので、よろしくお願いします。

＜2 会長あいさつ＞

【局 長】 2 の会長挨拶です。

古川会長、お願いします。

【会 長】 ≪あいさつ≫

【局 長】 ありがとうございました。

ここからは、上越市農業委員会会議規則第 5 条の規定により、会長が議長となり、会議を進めます。

＜3 資格審査＞

【議 長】 それでは、議長を務めます。よろしくお願いします。

まず、3 の資格審査です。

本日の出席状況は、在任委員数 24 名、出席委員数 21 名で、出席委員が過半数であり、会議規則第 7 条の規定により、総会が成立して

いることを報告します。

なお、農地利用最適化推進委員につきましては、36 名中 27 名の出席となっています。

< 4 議事録署名委員の指名 >

【議長】 次に、次第の 4、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第 14 条の規定により、私から指名します。

議席番号 10 番 五十嵐委員、議席番号 15 番 牧繪委員の二人をお願いします。

< 5 憲章唱和 >

【議長】 次に、次第の 5、憲章唱和を行います。

議事録署名委員が憲章を読み上げます。皆さんそれに続いて唱和をお願いします。

それでは、五十嵐 委員読み上げをお願いします。

< 6 議事 >

【議長】 それでは、次第の 6、議事に入ります。

議案第 1 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更に係る意見について」事務局の説明を求めます。

【局長】 議案書は 2 頁をご覧ください。

議案第 1 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更に係る意見について」です。

基本構想に関しては、農業経営基盤促進法に位置付けられているもので、国では基本要綱を作成し、それをもって県が基本方針を作成し、市が基本構想を作るという法律の建付けになっています。

今年の 3 月に県の基本方針が改定され、それに合わせて今回、市が基本構想を改定しますが、農業経営基盤強化促進法施行規則に、その作成については農業委員会及び農業協同組合の意見を聴かなければならないというのが定められておりますので、本日はそれに則って基本構想の内容について説明をしたのち、意見等があるかどうかを含めて、ご検討いただければと思います。

それでは、基本構想の担当の農政課農地利用調整係石曾根係長から説明をしていただきます。

【石曾根係長】 皆さんお疲れ様です。農政課の石曾根です。私の方から農業経営基

盤の強化の促進に関する基本構想、通称基本構想の変更について説明させていただきます。事前に送付させていただいていた資料の別紙を基に説明をしたいと思いますのでご覧ください。

この基本構想は農業経営基盤強化促進法に基づき、各市町村で策定されているものであり、中身的には農業経営の指標や、農地の利用集積や新規就農者数の目標を定めているものです。

おおむね 5 年間隔で大きく変更しているものですが、1 の変更目的にもあるとおり、農業経営基盤強化促進法の改正と、基本構想の上位計画にあたる新潟県の基本計画の変更に伴って変更するものです。文面等細かいところについては、事前に送付させていただいた、新旧対照表をご覧くださいと思いますので、主な変更内容についてご説明させていただきます。説明が前後しますが、2 の主な変更内容の(1)が3の主な数値目標に関連しますので、先に3の説明をさせていただきます。

3については数値の変更はなく、現行のものと同様の目標数値となっています。まず、アについては、現行の考えと同様に、農地の集積目標を90%とし、上越市の耕地面積の16,900haの90%ということで集積面積はかわらず15,000haとしています。

また、イの育成すべき経営体数は、これも同様の目標値ですが、今回の変更にあたり改めて考え等を整理し算出したものです。イの下にあるとおり、認定農業者の推移による見込や、今後経営体については、個別経営体は減少し、その分組織経営体に移行すると見込んでいます。そういうことから、現状ではもっと減るかもしれませんが、変更なしの数値としました。要は、上越市内の集積した耕地15,000haを維持するには600の経営体が必要であるとしたところです。

2に戻り、2 主な変更内容をご覧ください。まず、(1)ということで、農業経営を営もうとする方の確保についての年間の目標となります。要は新規就農者の目標数です。この目標人数ですが、二つ目にもあるとおり、集積する耕地面積を維持するために確保していかなければならない農業従事者の人数から算出させていただきました。

つまり、先ほどご説明した耕地を守るために必要な600という経営体を維持するために、各年度で、どれくらいの新規就農者が必要かという計算で目標人数を出しました。現行では38人となっておりますが、今回の変更にあたり、改めて考え等を整理した上で算出した目標人数が、少し減少の35人とさせていただいています。

続きまして(2)の営農類型の説明に移りますが、営農類型とは、目標とすべきモデルということで上越市内または近隣の市ですでに実現しているような優良な経営を踏まえたものです。

今までは15のモデルがあったのですが、耕作者が少ないなど実情にあっていないものもありましたので、整理し9つとしました。あくまで、目指すべきモデル経営体としてあるものなので、なかなか達成は難しいものですが、実際の市内の栽培、営農状況を踏まえ、農協および県の地域振興局と協議を行った上で作成させていただきました。

続きまして(3)の農業経営基盤強化促進事業に関する事項です。まず、一つ目ですが皆様からのご協力いただいた地域計画ですが、これまでのものは、地域計画策定についての方向性を基本構想に記載していたところですが、昨年度策定が完了し、この4月1日に公告したことから、策定後の表現に変更したところ です。

また、二つ目ですが、皆さんもご承知おきのとおり、いわゆる相対契約である利用権設定方法が廃止されたことから、その関連した記載について削除し、地域計画に基づく、農用地の権利設定の進め方を記載しました。関連しますが、今度の利用権設定は、促進計画を用いた農地中間管理事業の活用が基本となりますが、促進計画の作成主体は、市ではなく農地中間管理機構であることから、基本構想には記載しないこととしたところ です。

以上が、今回の基本構想の変更についての説明となります。よろしくお願いします。

【議 長】 ありがとうございます。ただ今、説明がありました基本構想の変更について、質問または、意見がありましたらお願いします。

【議 長】 意見等が無いようですので、基本構想の変更について、農業委員会として「異議なし」と回答することです。よろしいでしょうか。

【一 同】 異議なし

【議 長】 続いて、次第7のその他に移ります。
「令和7年度各委員の最適化活動の目標設定について」事務局の説明を求めます。

【副 局 長】 議案書3頁の資料1をご覧ください。
農業委員会による最適化活動の推進等につきましては、令和4年の国の通知に基づき、毎年度、目標を設定しています。
目標につきましては、項目1と項目2に記載しましたとおり、農業委員会の目標と、各委員の目標に分けて設定しています。
項目1の農業委員会の目標は、今年2月の総会で審議し、決定いた

しました。目標の内訳として、(1) 農地の集積は、認定農業者への集積率が 80%、(2) 遊休農地の解消は、当市では該当ありません。(3) 新規参入の促進は、新規参入者へ貸付等で、農地所有者の同意を得る目標面積が 180ha。

(4) 最適化活動の日数は、昨年 6 年度に目標とした月 7 日から 10 日に増やして設定しています。農地巡回などで、これまで以上の活動日数となるよう、委員の皆様の協力をお願いします。

本日、審議いただくのは項目 2、各委員の目標です。

先日、運営委員会で協議した結果、今年度から、各委員の目標値につきましては、原則、地域自治区単位の目標値を、担当する委員の人数で均等に按分する案といたしました。

昨年度までは、一部の地区で、担当する農地面積で目標値を按分しているケースもありましたが、令和 6 年度に地域自治区ごとに策定した地域計画を実現に向けて、地域内の各委員が協力・連携し活動することが重要との考えから、地区内で均等に按分する案としました。

地域自治区単位の目標値は、4 頁の資料 1-1 をご覧ください。

各委員の目標値につきましては、先日、総会資料と合わせて委員の皆様へ送付しましたので、ご確認いただきたいと思います。

また、議案 3 頁、下の囲み①と②に記載しましたとおり、地域の事情により、提示した各委員の目標値を修正したい場合は、このあとの地区会議で協議いただいた上で、資料 1-2 の目標値を見え消しで修正し、7 月 10 日までに事務局または駐在室にご提出ください。

なお、日々の活動記録につきましては、③に記載のとおり毎月 5 日までに、事務局へ提出をお願いいたします。

【議長】 ただ今説明がありました各委員の目標設定について、ご質問や意見等がありましたら、お願いします。

特にないようでありますので、次に「令和 7 年度 農地パトロールの実施計画について」事務局の説明を求めます。

【副局長】 資料 2 をご覧ください。こちらは毎年実施しております農地パトロール 7、8 月が重点月間として、地区会議ごとに担当地区のパトロールを実施しております。実施回数については 1 回以上ということです。

3 の実施手順についてです。この後の地区会議で実施日、回数を決めていただき、当日までに巡回場所を事務局まで報告していただきたいと思います。どんな場所を回ればよいか例示しております。一つ目は耕作されていない農地、特に最近になって耕作されていない場所や、地域計画の対象地域の場所、優良農地で荒れているというところは注

意が必要です。また違反転用が疑われる農地、農地転用された土地等を確認していただきたいと思います。(2)は事務局のほうで準備したいと思います。

実施につきましては、熱中症対策をしっかりと、運転は職員が行います。終了後については、活動記録簿に記録していただいて、他の活動と合わせて事務局に提出してください。別紙に例を載せてありますので、後ほど参考にしてください。別紙2については職員が報告してください。

またカラーのチラシについても配付させていただきました。7月、8月は農地パトロール強化月間です。遊休農地の区分についても記載がありますので、写真を参考にしてください。1号遊休農地、比較的再利用可能な農地を早期に発見し、所有者等に確認をしていくというのが大事かと思っています。

今年は部会ごとにパトロールを行ってはどうかという案がございました。第一部会については車や委員の皆さんのご都合をお伺いし、7月25日(金)の午後に予定しております。第二部会については、8月7日(木)午前で日程調整しております。

【議長】 ありがとうございます。

ただ今説明のありました農地パトロールについて質問、意見がありましたらお願いします。毎年暑い時期ですので、熱中症対策をしっかりと行ってください。また、タブレットが各駐在室にも配備されておりますので、活用をお願いします。

それでは次に、「農業委員・農地利用最適化推進委員の改選について」事務局の説明を求めます。

【局長】 それでは資料3をご覧ください。農業委員、農地利用最適化推進委員の募集に関することについて説明いたします。

委員の改選につきましては来年8年の4月まで任期となっておりますので、今年度募集をする形になります。正式な募集は10月から11月の間の1カ月で考えていますが、これまで各地域自治区からの団体推薦という形がほとんどでしたので、今日この総会の場で皆様には事前にお知らせをさせていただいた上で、募集期間前に推薦いただいている団体のほうと調整をお願いします。

応募方法についてはこれまでと変わっておりません。自薦、他薦問わず応募します。受付期間は先ほど申し上げたとおり、10月6日(月)から11月7日(金)までを予定しております。

対象者についても変更はございません。また、委員の数について

もこれまでと同じく農業委員 24 人うち中立委員 2 人、農地利用最適化推進委員 36 人と考えておりますし、地域割りにについても特段変更なしで考えております。報酬についても今のところ変更なしです。なお、両委員とも上越市特別職の非常勤職員となります。

最後に主なスケジュールを示しております。農業委員について 3 月の議会で同意を得る形となります。説明は以上です。

【議 長】 ただ今の説明について、意見、質問はありますか。
皆さんに引き続きお願いをしたいというところであります。
質問等が無いようですので、事務局から他に何かありますか。

【局 長】 事務局から 1 点連絡です。今後の予定ですが、9 月の農地部会を総会という形で考えています。先ほど審議いただきました、基盤強化法の基本構想が変更となり、これを受け農業委員会で作成しております、あっせん基準というものをこれに沿って改定する作業がございます。今回全市統一の形で作りたいと思いますので、その内容について、総会で議決をいただく必要がありますので、9 月 30 日（火）の午前中に上越文化会館で今回と同じように総会という形で行いたいと思っております。第二農地部会の方々には申し訳ありませんが、日程変更をお願いします。事務局から以上です。

【議 長】 それでは、予定した議案は全て終了しました。長瀬職務代理が閉会の挨拶をします。

< 8 閉会 >

【長瀬代理】 （閉会の挨拶）